令和７年８月

お客さま　各位

７５歳以上のお客さまを対象とした「他行庫・コンビニ等ＡＴＭ取引」
でのキャッシュカード出金限度額の引き下げについて
（特殊詐欺防止対策）

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、ご高齢のお客さまから言葉巧みにキャッシュカードをだまし取り、ＡＴＭでご預金を引き出す特殊詐欺被害が全国的に発生しています。当金庫では、お客さまのご預金をお守りし、これらの被害を防止する対策として下記のとおり他行庫・コンビニ等でのキャッシュカードによる出金限度額を引き下げさせていただきます。

お客さまにはご不便をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

■　対象となるお客さま

７５歳以上の個人のお客さま（個人事業主は除く）で、直近１年以上他行庫・コンビニ等ＡＴＭを利用されていない方。

※毎年３月３１日を基準日として７５歳以上の個人のお客さまについて、５月１日（休日の場合は翌営業日）に出金限度額引下げ設定をいたします。

■　引下げ後の出金限度額

他行庫・コンビニ等での１日あたりの出金限度額が１０万円までに制限されます。

※ＡＴＭ出金取引には「現金出金」のほか「振込取引」も含みます。

※当金庫ＡＴＭによる「お引出し」は、従来どおりご利用いただけます。

■　開始日

令和７年１０月１日（水）より

■　上記対象となるお客さまで出金限度額引下げの解除または出金限度額の変更を希望される場合営業時間内に当金庫お取扱店の窓口へお申し出ください。ご本人様確認のうえ、出金限度額引下げを解除または出金限度額を変更させていただきます。なお、お手続きの際には、「本人確認資料」「お届け印」「キャッシュカード」をご持参ください。

※出金限度額引下げを解除されたお客さまが、他行庫・コンビニ等ＡＴＭをご利用後、１年以上他行庫・コンビニ等ＡＴＭをご利用されなかった場合、再度、出金限度額を引下げさせていただきます。

西兵庫信用金庫